

## 教育委員会臨時会議事日程

令和3年8月23日（月）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項  
新型コロナウイルス感染症への対応について
- 3 請願等審査  
受理番号 15 教育委員会会議の無記名投票採決についての要望書
- 4 審議案件
  - 教委第19号議案 「令和2年度実績 横浜市教育委員会点検・評価報告書」について
  - 教委第20号議案 第33期横浜市社会教育委員の委嘱について
  - 教委第21号議案 教職員の人事について
  - 教委第22号議案 教職員の人事について
  - 教委第23号議案 教職員の人事について
  - 教委第24号議案 教職員の人事について
  - 教委第25号議案 審査請求に関する教育長臨時代理について
  - 教委第26号議案 訴訟に関する教育長臨時代理について
- 5 その他



令和3年8月23日

## 教育委員会臨時会 一般報告

- 1 市会関係
- 2 市教委関係
  - (1) 主な会議等
  - (2) 報告事項
    - 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 3 その他



## 新型コロナウイルス感染症への対応について

### 1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

前回の報告（令和3年7月20日）以降の教職員の感染者は145人、児童生徒の感染者は808人、感染者が発生した学校は合計364校です。

なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は319人、児童生徒の感染者は1,844人、感染者が発生した学校は460校となっています。（令和3年8月19日現在）

学校からの報告を基にした、学校関係者の感染状況については、7月末から急増しています。

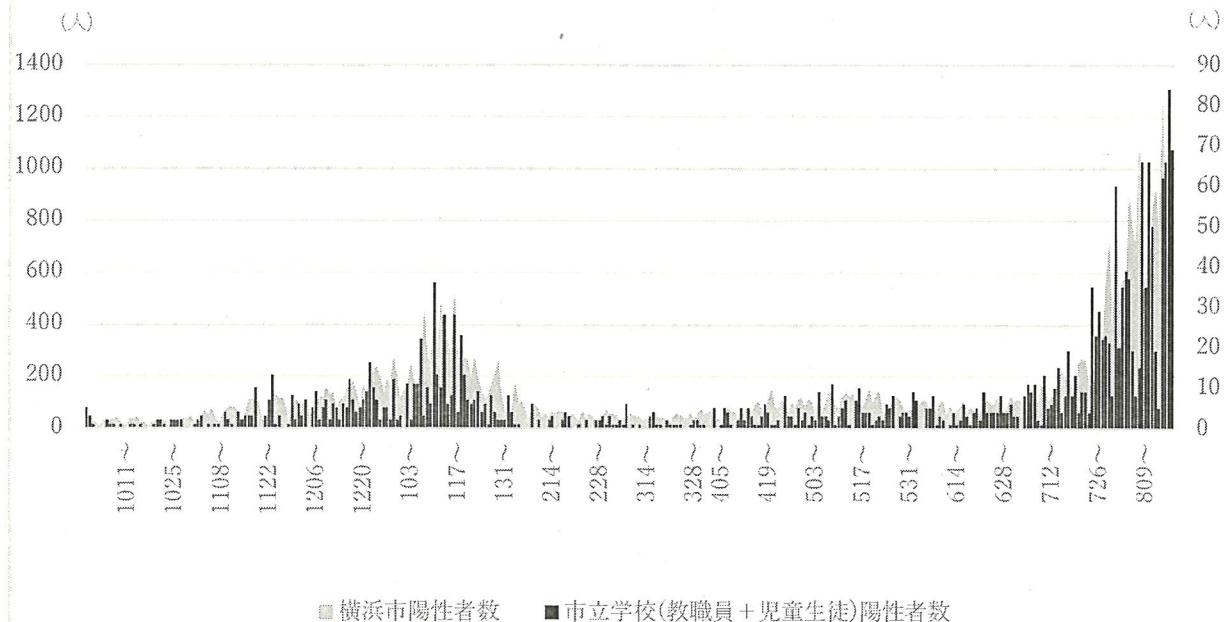
集団感染については、これまで8件発生していますが、今回、小学校での教職員の集団感染、及び中学校の部活動において生徒の集団感染が発生しました。

学校関係者の感染者数（7月19日～8月19日の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	教職員感染者数	児童生徒感染者数	合計
7月19日～7月25日	12	53	65
7月26日～8月1日	35	133	168
8月2日～8月8日	46	165	211
8月9日～8月15日	35	178	213
8月16日～8月19日	20	303	323

※教職員は判明日、児童生徒は報告日で集計しています。

### 横浜市内の陽性者数と市立学校の陽性者数 (令和2年10月1日以降)



## 2 集団感染の発生及び市立学校への通知について

### (1) 集団感染の発生について

ア A高等学校では、7月24日から26日にかけて生徒8人の陽性者が判明しましたが、この時点で特定の学年、学級や部活動に集中していませんでした。後日、新たに生徒5人、教職員1人の感染が判明した結果、同じ部活動の陽性者が5人となり、集団感染と認定されました。8月9日まで全校生徒の活動中止期間としました。

イ B中学校では、部活動に所属する1人が感染し、同じ部内の全員が濃厚接触者と認定されました。集団検査等の結果、部員4人の感染が判明し、集団感染と認定されました。

学校は陽性者が判明した、7月26日から8月5日まで当該部活動（バレー・ボーラー部）を停止しました。

ウ C小学校では、7月29日から8月3日にかけて教職員9人の感染が判明し、集団感染と認定されました。その後、更に11人の感染が判明しました。なお当該小学校は8月3日から8月16日まで学校閉鎖期間としており、教職員は出勤しない期間としていました。

エ D中学校では、部活動の顧問の教職員1人が感染し、数日後に部員6人の陽性が判明し、集団感染と認定されました。8月5日から8月14日（学校閉鎖日）まで当該部活動（吹奏楽部）を停止としました。

### (2) 学校への通知について

ア 教育委員会事務局では、A高等学校の7月26日の感染状況を踏まえ、市立学校全校の学校管理職に対し、7月27日に次のとおり緊急の注意喚起を行いました。

#### (ア) 感染防止対策の強化・徹底

夏季休業期間中の教育活動での感染防止策を強化・徹底してください。

特に部活動・特設クラブ、また、それに付随する活動の指導をお願いします。

- a 部活動前後の食事や集団での移動の際の感染防止対策の徹底
- b 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと
- c 下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること
- d グループ等での食事など、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えること

#### (イ) 学校と教育委員会の連絡体制の確保

- a 新規感染者が発生する事態を想定し、各課室、区福祉保健センターからの電話連絡に備えること
- b 校内での連絡体制の再確認

- c 各課室等からの不在着信履歴を確認した際は、速やかに折り返しの連絡をすること

#### (ウ) 保護者と学校（教育委員会）の連絡体制の確保

家庭での感染予防と陽性判明時の連絡について保護者への協力依頼をお願いします。

イ C小学校の事例では、校内研修を実施し、その後の昼食時において、各教室が工事中であったことから職員室や図書室等複数の部屋に分かれ、数人ずつ時間をずらし黙食をする等の対策をとっていましたが、そうした中においても、多人数の陽性者が判明しました。この状

況を踏まえ、市立学校全校の学校管理職に対し「教職員間の感染拡大防止策の再徹底等について」を通知しました。

(ア) 感染防止対策の徹底について

3密（密集・密接・密閉）を防ぐよう、職員室や教室等の換気、感染リスクが高まる五つの場面（①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり（例：昼食時や手洗いの時間等））の回避、マスクの着用、手洗いなど徹底すること。

(イ) 夏季休業期間中に実施する教育課程研究協議会、校内職員研修及び職員作業等

教職員同士が集まる研修や作業等は特に配慮が必要であり、感染対策を徹底すること。

職場での感染拡大防止のため学校長の判断で自宅勤務を命じた場合には、自宅で業務として教育課程研究協議会や校内研修にオンラインで参加することも可能であること。

ウ 学校閉庁期間（8月3日～）においても依然として感染拡大が止まらない状況が継続し、中学校及び高等学校の部活動で感染が拡大した事例が多く見受けられたこと等を踏まえ、市立学校全校の学校管理職に対し、8月12日に次のとおり情報提供及び感染症対策の周知を行いました。

(ア) 集団感染の事例紹介（2(1)のア～エ）

(イ) 教育委員会で把握している最近の感染の特徴

- a 家庭内での感染が多い一方で、感染経路不明の事例も増えている。
- b 発熱だけでなく、のどの痛み、頭痛、腹痛など軽い風邪の症状が多く、無症状など本人の自覚がない状態で、部活動などの教育活動に参加し、感染が拡大していると思われる事例が見受けられる。
- c 活動時に、換気、距離の確保など基本的な感染対策を講じたにもかかわらず、感染が起こっている事例がある（どこかに不十分な点がなかったかの確認が必要と思われる）。

(ウ) 教育委員会による感染症対策

夏季休業期間における部活動については、同一部活動内（生徒及び顧問）で次のいずれかの条件に該当した場合、該当した日から1週間、当該部活動を停止することにします。

- a 複数人の感染が判明した場合
- b 1人の感染が判明するとともに複数人が体調不良の症状である場合
- c その他教育委員会が必要と判断した場合

部活動の停止期間中については、特に家庭と協力し、より丁寧な健康観察を行い、少しでも体調不良の症状があれば、必要に応じて医療機関を受診するよう指導をお願いします。

### 3 東京2020パラリンピック競技大会における学校連携観戦チケットの取扱いについて

オリンピックに引き続き、パラリンピックにおいても、8月16日（月）の政府、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）などの四者協議により、全ての開催会場で原則として無観客での開催が決定しました。組織委員会が販売する「学校連携観戦チケット」を活用した児童生徒等の観戦については、1都3県（東京、千葉、埼玉、静岡）で、希望者のみで実施されます。

本市においては、神奈川県及び観戦会場である東京都に緊急事態宣言が発出されている状況での観戦実施について、不安を感じる学校の意向を確認し、学校と教育委員会事務局との間で協議したうえで、観戦を取りやめる意向を組織委員会に対して伝えてまいりましたが、同 16 日の四者協議において、都県をまたぐ移動を伴う観戦は見合わせる決定がされました

【参考】学校連携観戦チケットによるパラリンピック観戦予定状況

	小学校	中学校	高校	計
学校数	2 校	9 校	2 校	13 校
観戦予定者数	154 枚	485 枚	169 枚	808 枚

※ 本市には、「陸上競技」(国立競技場)が割り当てられていました。

※ パラリンピック日程：8/24(火)開会式～9/5(日)閉会式

上記チケットについて、オリンピックと同様に代金支払は完了していますが、今後、組織委員会からの指示に拠り、返金手続きを進めてまいります。現時点で、返金は大会終了後から 11 月末までの予定とされています。

#### 4 市立学校教職員への新型コロナワクチン接種について

横浜市内在住の教職員については、本市の集団接種会場の優先接種の対象として、市外・県外在住教職員は、神奈川県の福祉施設等の従事者向け優先接種の対象として、ワクチン接種が可能となりました。接種は 7 月中旬から始まっており、教職員で接種を希望する者の多くが、8 月中に接種できる見込みです。

なお、優先接種の実施により、教育委員会で実施予定の職域接種は取りやめました。

	市内在住教職員（約 8 割）	市外在住教職員（約 2 割）
小学校※	横浜市の優先接種 対象者 約20,000人	神奈川県の福祉施設等の 従事者向け優先接種対象 者 約4,000人
中学校※		
高校		
特別支援学校	神奈川県の福祉施設等の従事者向け集団接種対象	

※義務教育学校を含む

#### 5 爆発的な感染拡大に伴う市立学校の段階的な教育活動の再開について

##### (1) 8 月中の休業措置及びその間の児童生徒の健康観察の実施について

多くの学校が 8 月 27 日(金)から始業になりますが、8 月 31 日(火)まで臨時休業とします。その間、学校はロイロノート・スクール等のオンラインツールまたは電話等により、各学校が児童生徒の健康状態や感染動向を把握する期間とします。併せて、教職員の健康観察を把握し、学校の感染状況を把握します。

なお、臨時休業期間中については、給食の提供がない期間でもあることから、小学校においては、放課後事業を利用する児童の受入れを、昼食喫食が終わるまで実施します。

## (2) 教育活動の実施について

感染状況が深刻であることから、9月1日（水）から9月12日（日）までは、次のとおり実施します。

### ア 短縮授業の実施とオンライン学習の準備

教育活動を行う時間を小学校、中学校及び義務教育学校においては14時30分までとします。学級閉鎖等の際のオンライン学習の準備として、各学校の状況に合わせて取り組みます。

（例1）昼食後帰宅して、午後はロイロノート・スクールを活用した学習動画や「はまっ子デジタル学習ドリル」など、双方向のオンライン学習に取り組む。

（例2）昼食後の授業について、特別教室を活用するなど学級を分散して、学校内でオンライン授業に取り組む。

（例3）昼食終了後、短い5校時を行う、または帰宅する。帰れない場合は14時30分まで学校で受入れる。

### イ 活動の単位について

活動は、学級単位とし、学年・全体での活動は行いません。

## (3) 給食について

様々な環境下の児童生徒がいる中で、一定の食の保障が必要であることから、給食は予定通り9月1日から提供することを前提に、食事中に窓・扉を全開にして空調をつけ、より一層の換気を徹底するなどの対策を行います。

## (4) 部活動について

9月12日まで停止します。

ただし、県・関東・全国大会等に出場する部活動については、部活動の活動内容に応じた更なる感染予防対策を徹底した上で、中学校は週3日（土日含む）、高等学校は県立高校の対応と合わせ、平日の放課後のみ週4日、90分の活動を可とします。活動する際には、大会に出場する部員のみにするなど、人数を最小限にします。

## (5) 教職員の服務について

臨時休業期間中及び短縮授業期間中については、学校内や出退勤時の人流抑制、接触機会の低減のため、フレックスタイム制度の活用等のほか、教職員の7割を目標に、学校運営に支障のない範囲で自宅勤務を命じることができるものとします。

## (6) 学校開放

9月12日まで中止します。



横浜市 教育委員会 教育長様  
教育委員様

## 教育委員会会議の無記名投票採決についての要望書



2021年7月14日

かながわ市民オンブズマン

代表幹事 大川隆司 保坂令子 佐藤満喜子

綾部祥一郎 中村晋輔

231-0015 横浜市中区尾上町 [REDACTED]

受理番号 15

E-mail ; [REDACTED] FAX [REDACTED]

電話 [REDACTED]

当オンブズマンでは、2020年11月に、都道府県及び政令市と、神奈川県内の全教育委員会を対象とした「教育委員会会議の採決方法等に関する調査」を行いました。貴教育委員会からもご回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。

その結果、調査対象であった2019年度及び2020年度10月末日までの期間について、無記名投票による採決を行っていたのは都道府県では7教育委員会、政令市では6教育委員会、神奈川県内では2教育委員会（政令市との重複1）あり、その案件は、全てが教科書採択でした。

無記名投票は、教育長、各教育委員の賛否が不明なだけでなく、各自の賛否の記録が無いため、情報公開そのものが成立しません。審議の最終過程を永久に闇に葬り、万一不公正な判断が行われてもそれを検証することさえできない不明朗な採決方法です。調査では、無記名投票採決の実施理由も問い合わせましたが、合理的な必要性は見いだせませんでした。

つきましては、「開かれた教育行政」を推進するため、以下の項目を要望します。

### 要望項目

- 1 教育委員会会議の採決は、非公開とすべき具体的な必要性がある場合を除き、傍聴者、市民に公開し、教育長、各教育委員がどのような意思表示をしたのかが明らかになる採決方法にしてください。
- 2 無記名投票は、教育長、各教育委員の判断の記録すら作成しないという極めて無責任な採決方法であるため、実施しないでください。

### 要望理由

- (1) 教育長、各教育委員の意思表示が非公開となること

無記名投票方式をとると、投票が傍聴者の面前で行われたとしても、また、投票結果が公表されたとしても、各人の意思表示については公開されないこととなり、各人の意思がどのようなものであったかの事実確認さえ不可能となります。したがって無記名投票は、情報公開・会議公開の趣旨を全く無にする採決方法です。

教育長、教育委員が公職である以上、重要な職務である会議の採決における意思表示を明

らかにするのは、当然の責務です。無記名投票は、それぞれの責任を不明確にし、事実を闇に葬る極めて無責任な行為です。

2015年未から、教科書発行会社による検定中の教科書の閲覧や謝礼が問題になり、文科省が調査を行いました。13社が教員・校長ら5159人に検定中の教科書を見せ、そのうち4006人に謝礼などを渡していたとの報道がありました。中には教育長や教育委員も含まれていたとのことです。このような場合、たとえ採択結果に影響していなかつたとしても、無記名投票をしていたのでは、事後の検証だけでなく、教育長・教育委員の身の潔白も立証することはできません。

## (2) 無記名投票実施の理由が不明確であること

「地方教育行政の組織および運営に関する法律（以下「地教行法」）」は、「教育委員会の会議は、公開する。」とし、公開を原則とすることを定め、非公開にできるのは「人事に関する事件その他の事件」としています。公開が原則となっている教育委員会会議のなかで無記名投票、つまり非公開部分を生じさせる以上、了承した教育長・教育委員には実施の理由を市民に示すという説明責任が生じます

調査で無記名投票が行われた案件は、教科書採択の採決だけでした。その理由は、より自由な評決が可能になる、外部からの不当な圧力を避ける、静謐な環境を維持するなどでしたが、いずれも必然性を説明しうるものではありません。このような理由は、情報公開制度の開始直後の非公開理由に見られた内容であり、情報公開制度の進展のなかで克服されてきたはずです。

無記名投票実施は、例外措置としての非公開や記録の欠如の乱用であり、法規に反する不適正な行為といわざるをえません。

以上